る改正規定は平成24年9月3日

▼財団法人品川文化振興事業団に対する助成に関する条例

公益法人制度の変更により、財団法人品川文化振興事業団が公益財団法人となることに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼財団法人品川区スポーツ協会に対する助成に関する条例

公益法人制度の変更により、財団法人品川区スポーツ協会が公益財団法人となることに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼中小企業事業資金融資あつ旋条例

緊急総合経済対策の一環として、新たに「経営安定化資金」を設置する。

〔経営安定化資金〕

融資限度額　3千万円

融資期間　最長10年間

施行期日　平成24年4月1日

▼区立工場アパート条例

中小企業者の経営を支援するため、一定の要件を満たす入居者について、工場の使用期間の再延長を認める。

施行期日　平成24年4月1日

▼印鑑条例

住民基本台帳法の改正等に伴い、外国人住民に係る印鑑の登録事務に関する規定を整備する。

〔整備する主な内容〕

(1) 印鑑登録を行うことができる者

(2) 登録申請の手続

施行期日　平成24年7月9日

▼手数料条例

事務の創設、廃止等に伴い、手数料を見直す。

(1) 地域主権改革の推進を図るため、マンションの建替えの円滑化等に関する法律が改正されたことに伴い東京都から移管される事務に係る手数料の新設

〔手数料の額〕

マンション建替事業施行建築物に関する証明書交付手数料　400円

マンション建替組合の法人に関する資格証明書交付手数料　400円

(2) 外国人登録法の廃止に伴う関連事務に係る手数料の廃止

(3) 組織改正に伴う規定整備

施行期日　平成24年4月1日

（外国人登録法の廃止に係る改正規定は平成24年7月9日）

▼品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例

社会福祉法および介護保険法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼区立地域密着型多機能ホームおよび区立認知症高齢者グループホーム条例

介護保険法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼区立特別養護老人ホーム条例

介護保険法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼介護保険制度に関する条例

平成24年度から平成26年度までにおける保険料率を定めるとともに、介護認定審査会の委員の定数を改める。

(1) 第一号被保険者の保険料

〔基準額〕　月額4千700円

(2) 保険料率の区分

〔現　行〕

所得に応じて9段階

〔改正後〕

所得に応じて13段階

(3) 介護認定審査会の委員の定数

〔現　行〕　50人以内

〔改正後〕　70人以内

施行期日　平成24年4月1日

▼区立心身障害者福祉会館条例

心身障害者福祉会館において、新たに特定相談支援事業を実施する等事業を拡充するほか、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼区立知的障害者グループホーム条例

障害者自立支援法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼区立知的障害者福祉施設条例

障害者自立支援法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼区立児童学園条例

児童福祉法が改正されたことに伴い、児童学園の位置付けを見直すほか、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼国民健康保険条例

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額の保険料率を改める。

〔基礎賦課額〕

現　行　所得割　100分の6.13

均等割　3万1千200円

改正後　所得割　100分の6.28

均等割　3万円

〔後期高齢者支援金等賦課額〕

現　行　所得割　100分の1.96

均等割　8千700円

改正後　所得割　100分の2.23

均等割　1万200円

〔介護納付金賦課額〕

現　行　所得割　100分の1.40

均等割　1万3千200円

改正後　所得割　100分の1.48

均等割　1万4千100円

施行期日　平成24年4月1日

▼興行場に関する条例

地域主権改革の推進を図るため、興行場法が改正されたことに伴い、興行場に関して必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕

(1) 興行場の設置場所の基準

(2) 興行場に設置する換気設備、照明設備等の基準

(3) 興行場の営業者が講じなければならない衛生に必要な措置の基準

施行期日　平成24年4月1日

▼景観条例

地域主権改革の推進を図るため、景観法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　公布の日

▼区立区民住宅条例

地域主権改革の推進を図るため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成24年4月1日

▼区立学校施設使用条例

品川地区小中一貫校の校庭の使用を開始することから、校庭の使用に関する取扱いを定める。

施行期日　平成24年5月1日

▼区立幼稚園条例

就労支援型預かり保育について、給食を提供しない場合における新たな利用料を定める。

〔現　行〕　午前7時30分から午後6時30分まで（教育時間を除く。）　750円

〔改正後〕　午前7時30分から午後6時30分まで（教育時間を除く。）

給食を提供する場合　750円

給食を提供しない場合　600円

施行期日　平成24年4月1日

契　約

▼東品川橋架替工事（上部工）請負契約

契約の方法　制限付き一般競争入札による契約

契約金額　5億7千201万9千円

契約の相手方　川田・大旺新洋建設共同企業体

工期　契約締結の日の翌日～平成26年12月5日

▼山手線大崎駅構内百反歩道橋架替事業に伴う工事委託契約

契約の方法　随意契約

契約金額　14億9千835万円

契約の相手方　東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所

工期　協定締結の日～平成27年3月31日

▼国文学研究資料館跡地整備工事請負契約

契約の方法　制限付き一般競争入札による契約

契約金額　2億8千581万円

契約の相手方　日パブ・鈴中建設共同企業体

工期　契約締結の日の翌日～平成25年1月23日

予　算

▼平成23年度一般会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

14億6千104万1千円減額

（補正後の歳入歳出予算額　1千369億1千491万6千円）

(2) 繰越明許費　4件

(3) 債務負担行為補正件数

追加　35件

変更　2件

▼平成23年度国民健康保険事業会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

3億6千580万7千円追加

（補正後の歳入歳出予算額　370億1千269万7千円）

▼平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

2億8千491万4千円減額

（補正後の歳入歳出予算額　63億1千183万円）

▼平成23年度介護保険特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額

7億257万6千円追加

（補正後の歳入歳出予算額　190億9千716万9千円）

▼平成24年度一般会計予算

(1) 歳入歳出予算額

1千325億9千756万4千円

(2) 債務負担行為　20件

(3) 一時借入金

最高額　50億円

▼平成24年度国民健康保険事業会計予算

(1) 歳入歳出予算額

377億581万6千円

▼平成24年度後期高齢者医療特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額

70億7千667万1千円

▼平成24年度介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額

198億732万円

監査委員の選任同意

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、次の者を監査委員に選任することに同意した。

井上（いのうえ）　奇信（よりのぶ）　氏

人権擁護委員の推薦

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員に推薦することに同意した。

小越（おごし）　是誠（ぜじょう）　氏

その他の議案

▼東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

保険料の軽減措置を延長するため、関係区市町村の新たな負担金を定めることから、東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する。

議員提案

決　議

▼第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

（10ページに掲載）

意見書

▼「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

（10ページに掲載）